平成３０年（フ）第１５４号
神奈川県伊勢原市板戸485番地の９　ドルフ伊勢原106号
債務者　髙柴　芳盛
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１５９号
神奈川県厚木市緑ヶ丘４丁目２番328号
債務者　山崎騏四郎
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１６１号
神奈川県中郡二宮町百合が丘１丁目17番４号
債務者　小澤　直子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１６６号
神奈川県平塚市入野85番地の３
債務者　福井小百合
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１６７号
神奈川県足柄下郡箱根町大平台521番地　きく藤荘
債務者　中田　美穂
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３４号
沖縄県浦添市前田２丁目18番14―205号　イースト・ヒル多亀
債務者　平良　由美
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１０３号
神奈川県伊勢原市板戸474番地の７　エステート前田101号
債務者　花上　映二
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３７号
山口県宇部市笹山町２丁目３番４号　ハイツ勝原101号
債務者　宅野　　**勤**
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第２２２７号
東京都板橋区常盤台３丁目32―８―302
債務者　片岡　　大
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２３４号
東京都北区滝野川２丁目57―10―202
債務者　山崎　和哉
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２８２号
東京都足立区栗原４丁目12―７―106
債務者　高野　綾美
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２８３号
東京都杉並区下井草１丁目31―10　ドエルＴ106
債務者　井上建太朗
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２９３号
東京都板橋区四葉２丁目10―４―407
債務者　高坂由美子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３０５号
千葉県市川市大野町３丁目116―203
債務者　佐藤　亜紀
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３０７号
東京都府中市本町２丁目25―１
債務者　鶴羽　慶大
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部